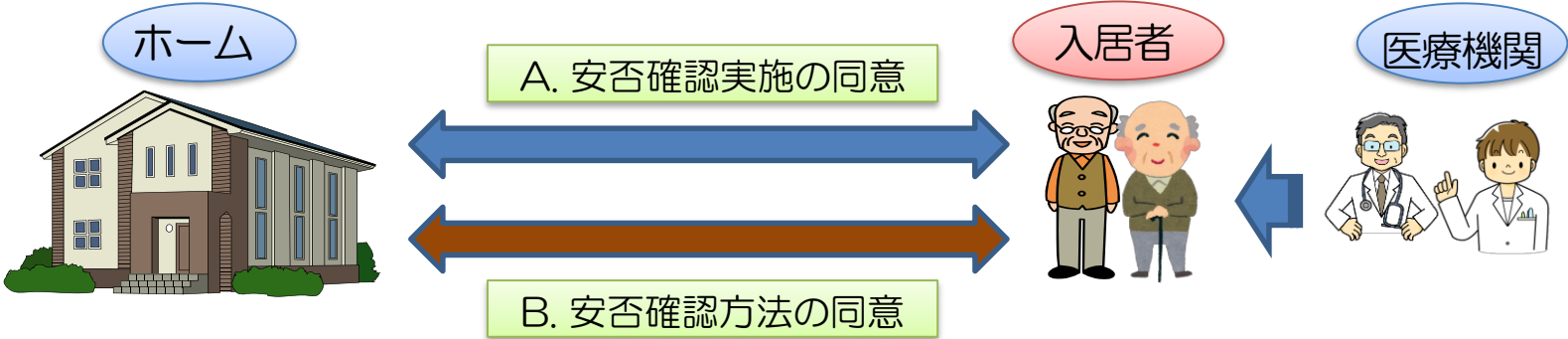


# 有料老人ホームにおける入居者の安否確認について

有料老人ホームの大きな役割は、入居者の安心と安全を守る点にあります。そのために実施すべき安否確認の方法や、実施にあたっての注意点などを取りまとめましたので、ご参考にしてください。

令和元年6月4日  
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



## A. 安否確認実施の同意

- ◆入居契約上の同意  
必要に応じて入居者の安否確認を実施する旨の同意を取り付ける。ご家族の理解も重要。
    - ホームは入居者のプライバシーに配慮しつつ、入居者の安心と安全を守るために、毎日1回以上安否確認を実施する。
- 【有老協／標準入居契約書】  
「設置者は、次の事項を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活支援サービスを提供します。  
一 入居者の安否確認又は状況把握の方法等  
(二 以下略) 」

## B. 安否確認方法の同意

### ◆設備・サービス提供上の安否確認

#### ①設備・機器による安否確認方法（例）

- 食事カードによる**喫食確認**
- 据置き型の**ナースコール**を押したり、**ペンダント**を振るなどにより、事務所に報知されるサービス
- 無線通信機を内蔵した**電気ポット**で使用情報を定期的にEメールで通知。
- 電力**の使用量から『生活リズム』を解析して、異常と判断すると指定の連絡先に自動通報する。
- ガス・水道**が一定時間未使用の場合に報知する。
- 居室内に設置したセンサー**が一定時間反応しない場合、自動的に報知する。
- パッシブセンサー**により、居室内での動きを感知、商品によっては身体の拍動や脈拍、体温を測定するものがある、等。

#### ②サービス提供上の安否確認方法（例）

- 新聞受け、郵便物、下足入れ**の確認。
- 食事提供時の目視、食札確認**。
- サービスを通じた観察、声掛けと記録**。
- フロア単位の担当職員による確認、**居室訪問、電話**。（「確認表」でのチェック）
- 夜間の巡回**（自立者でも、拒否がない場合には同意により入室するケースがある）
- 確認が必要な入居者が**毎日参加できる場**の設置。
- 疾病等の把握による、医療関係者の支援を伴う健康管理の実施**（常用薬を看護職員が預り、毎回服薬管理を行う）、等。

★これらは安否確認方法の例です。設備等による確認、職員による確認、またこれらを組み合わせた確認など、**ホームの構造や職員体制、入居者の希望によって、適切な方法**を選択する必要があります。  
要介護者の場合は**ケアプラン第3表**などに記載します。

## 実施上で注意すべきポイント

項 目	内 容 例
<p>①安否確認を拒否する入居者への対応 (特に自立又は軽度介護者)</p>	<p>○介護付ホームの要介護者の場合は、同意されたケアプランに基づき居室訪問が頻回に行われるため、少なくとも1日以上安否確認ができないことは基本的にありません。</p> <p>○しかし、自立者や軽度介護者など、生活の自由度が高く、居室で自炊できたり外出の制限がなかったりする場合ほど、ご本人の安否確認は困難となります。</p> <p>○また、こうした入居者の中には、プライバシーの確保に敏感な方がいます。</p> <p>○さらに入居時には安否確認に理解を示されていても、例えば夫婦入居から独居になった後に、人生や生活の考え方に変化が現れ、ホームの活動を過干渉と受け止める方が、まれに存在します。</p> <p>○このため、まずは入居契約で、安否確認や状況の把握を行う旨に同意していただく必要があります。<b>入居後、万が一ホームが実施するサービスを拒否されるため入居契約を維持することが困難な状況が発生した場合は、所管する自治体にご相談ください。</b></p>
<p>②緊急時の居室開錠</p>	<p>○仮に、<b>生命に重大な危険があるとホームが判断し、マスターキーを使って居室を開錠する安否確認については、結果的に入居者が無事であったとしても、緊急性が高く社会的相当性の範囲であると認められれば、損害賠償の対象となることはありません。</b></p> <p>○ただし、入居契約において、こうした緊急対応がありうることを定めておくべきです。 【有老協／標準入居契約書】</p> <p>「事業者は、火災、災害その他により<b>入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。</b>この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に書面で通知することとします。」</p>

◆厚生労働省／有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成30年4月2日改正)(抜粋)

○「7 職員の配置、研修及び衛生管理」

(1)三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

○「8 有料老人ホーム事業の運営」

(3)帳簿の整備

老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。

ハ 入居者に供与した次のサービス(以下「提供サービス」という。)の内容

⑤ 安否確認又は状況把握サービス

○「9 サービス等」

五 安否確認又は状況把握

入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

◆厚生労働省／地方自治体宛通知(令和元年5月31日)

令和元年5月31日  
老高発0531第3号

都道府県  
各指定都市 福祉担当部長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握(以下、「安否確認等」という。)が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図られたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上